

# 藤沢市地域福祉計画 2026

## <中間見直し>

概要版

一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ



2024年(令和6年)3月  
藤沢市

イラスト：サナエ



# 1 地域福祉計画とは

## (1) 計画の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項第 1 号から第 5 号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。

本市では、2004 年度（平成 16 年度）に地域福祉計画を策定後、国や県の動向、市の取組状況等を反映し、計画をより時代の変化や地域特性に合ったものにするため、改定を行ってきました。

## (2) 計画の期間

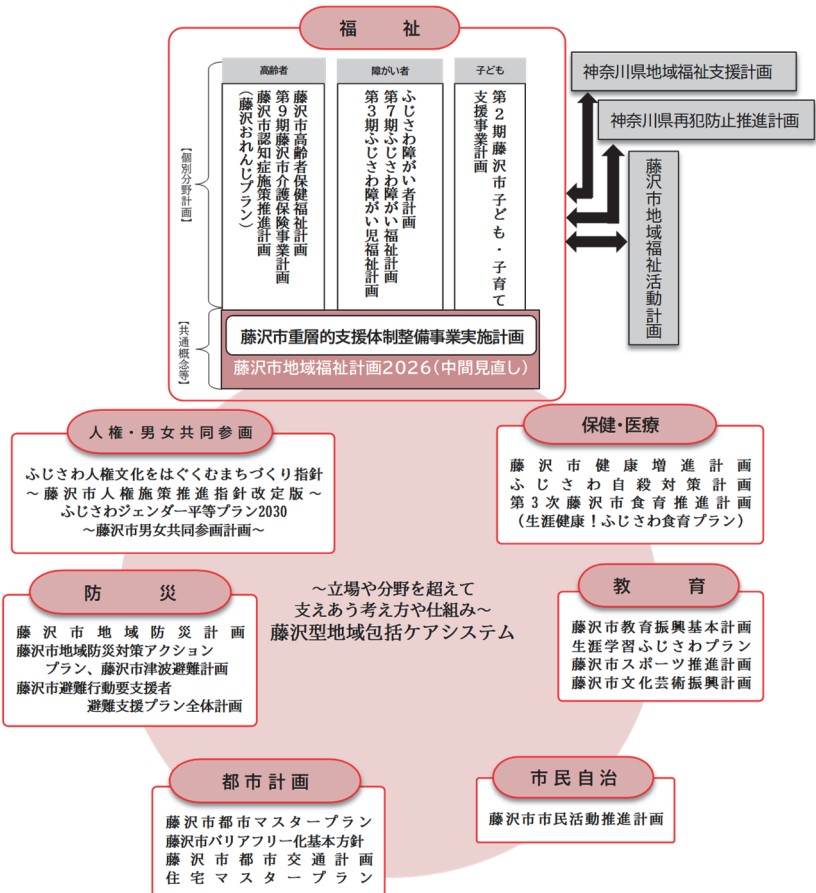
本計画の計画期間は、2021 年度（令和 3 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 6 力年です。2023 年度（令和 5 年度）には中間見直しを行い、計画期間の最終年度である 2026 年度（令和 8 年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。

## (3) 計画の位置づけ

社会福祉法において、地域福祉計画は高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を盛り込む計画として位置づけられています。

福祉分野の個別計画を横断的に結び、今後の施策を展開していくうえでの柱となる項目や推進の基本事項を定めています。

なお、令和 5 年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施に伴い、本計画で定める包括的な支援体制の整備をさらに進めるため、令和 5 年 3 月に「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。



## 2 計画の策定にあたって

近年は、少子高齢化の進行とともに、家族形態も変化し、核家族化や単身世帯が一層増加しています。人々のライフスタイルや価値観も多様化しており、地域の相互扶助機能の低下、人と人の関わり方の変化、外国につながりがある人々との多文化共生の必要性の高まりなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

また、虐待や貧困、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑・多様化している福祉の諸課題に対応していくためには、これまでのような行政サービスだけでは困難となっており、横断的な対応をはじめ、地域住民や多様な担い手との連携した取組が求められています。

そのような中、国では住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざし地域福祉の推進に向け、2018年（平成30年）4月に、社会福祉法の一部を改正しました。そして、2021年（令和3年）の社会福祉法改正では、複合化・複雑化するニーズに対応するための重層的支援体制整備事業が創設されています。

### (1) 国の動き

#### ① 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版、SDGs アクションプラン

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、2030年（令和12年）までに地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための国際目標です。

日本においても、政府が2016年（平成28年）12月に「SDGs実施指針」を策定、2023年（令和5年）12月に2度目の改定を行い、SDGs推進の主要原則や方向性を示しました。さらに毎年、「SDGsアクションプラン」を作成し、各分野における取組を進めています。

本市では、2021年（令和3年）4月に改定した「藤沢市市政運営の総合指針2024」において、新たにSDGsの視点を取り入れ、2021年（令和3年）10月には、より具体的なSDGsの推進方策を示した「藤沢市SDGs共創指針」を策定し、取組を着実に推進するとともに、市民や様々な関係機関との連携による地域の活性化や地域課題の解決をめざしています。

これらを踏まえ、策定し、誰一人取り残さない持続可能な地域社会づくりを通じてSDGsの達成に貢献できるよう本計画においてもSDGsの視点を取り入れます。



## ②こども基本法（2023年（令和5年）4月施行）

不登校や児童虐待、少子化など、子どもを取り巻く課題の観点から、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「こどもまんなか社会」の実現をめざし、総合的かつ強力に子ども施策を推進していくために、「こども基本法」が2023年（令和5年）4月に施行されました。

この法律では、子ども自身が意見を表明できる機会や社会的活動に参画する機会の確保、子どもの人権及び権利擁護など、社会全体として子どもの成長に対する十分な支援を行っていくことが求められています。また、子どもの未来を見据えた支援を通じ、子育てが行いやすい社会の実現をめざす、若者や保護者のための基本法でもあります。

### こどもまんなか社会とは？

すべての子どもが愛され、その命を守られ、自分らしく、健やかに、安心して過ごせるように、子どもや子育てをしている人の目線で、子どもの権利を大切にするなど、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた社会のこと。

## ③コロナ禍を経て明らかになった課題への対応

2020年（令和2年）以降、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大したことにより、社会のシステムや経済活動に大きな変化が起きました。長引くコロナ禍の影響により、特に経済・雇用が不安定となり、生活困窮となる方が増えたことで、本市においても生活困窮者自立支援金や福祉的貸付、住居確保給付金の支給等が増加しました。また、職場や地域での関わり合いの機会も減少したことで、孤独・孤立の問題が社会的問題として、クローズアップされる中、2023年（令和5年）5月には「孤独・孤立対策推進法」が成立しています。

今後は、オンラインツールの活用による新たなつながりの構築などにも対応した支援の仕組みづくりが求められています。

## ④複合化・複雑化する課題への対応

近年、少子高齢化、人口減少社会を迎え、市民のライフスタイルも多様化しています。社会的孤立、ひきこもり、8050問題、介助者（ヤングケアラー、ダブルケアラーなど）の問題など、複合化・複雑化した生活課題がみられるようになり、それらの課題は既存の制度だけでは対応が難しい「狭間にある問題」とも言われています。このような福祉課題に対応するため、属性を問わない包括的な支援体制の構築が求められています。

また、これらに加え、様々な問題を抱える女性に対してそれぞれの意思が尊重され、多様な支援を包括的に提供する体制について定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2022年（令和4年）5月に成立しています。

## (2)地域共生社会に向けた法改正

### ①地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（2021年（令和3年）4月施行）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が2021年（令和3年）4月に施行されました。

この法改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設され、実施については努力義務が課せられました。本市では、「藤沢型地域包括ケアシステム」と、地域福祉の新たな役割との整合性を図りつつ「包括的な支援体制の整備」をさらに推進するため、本格実施に向けて2023年（令和5年）3月に「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。

#### 地域共生社会とは？

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

## (3)藤沢市が進める「藤沢型地域包括ケアシステム」

「藤沢型地域包括ケアシステム」では、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支えあいの地域づくり」を進めています。

### 3つの基本理念



#### (1)全世代・全対象型地域包括ケア

子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現します。



#### (2)地域の特性や課題・ニーズに応じたまちづくり

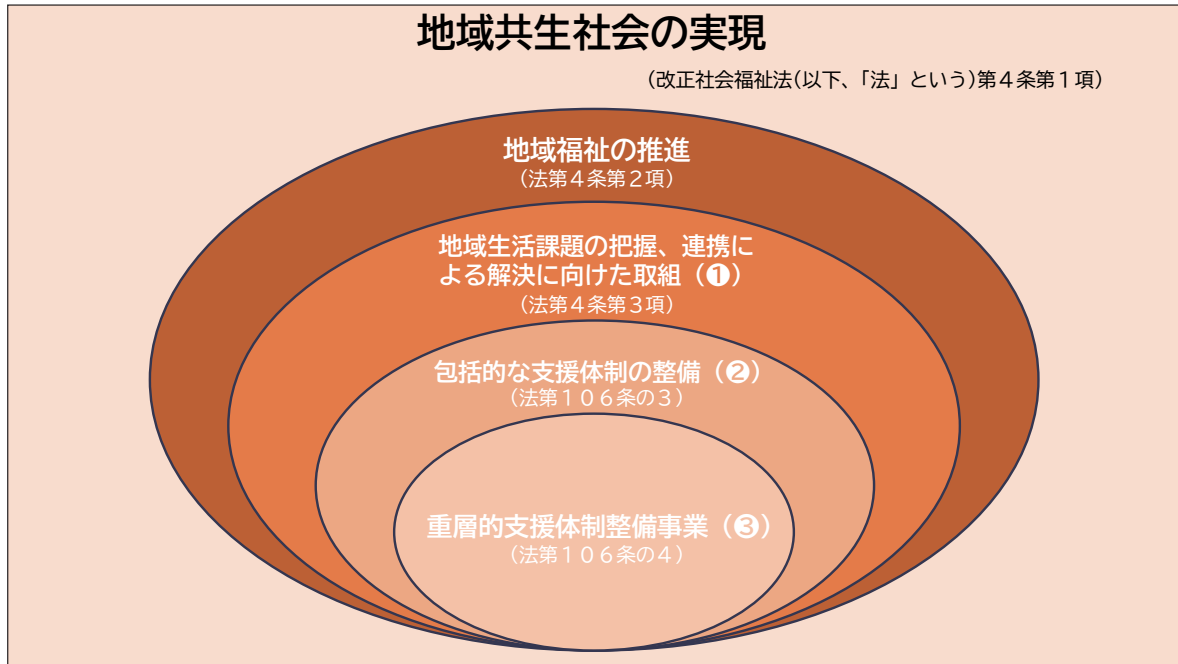
13地区ごとに、地域で培った文化・歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくりを進めます。

#### (3)地域を拠点とした相談支援体制

支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制を確立します。



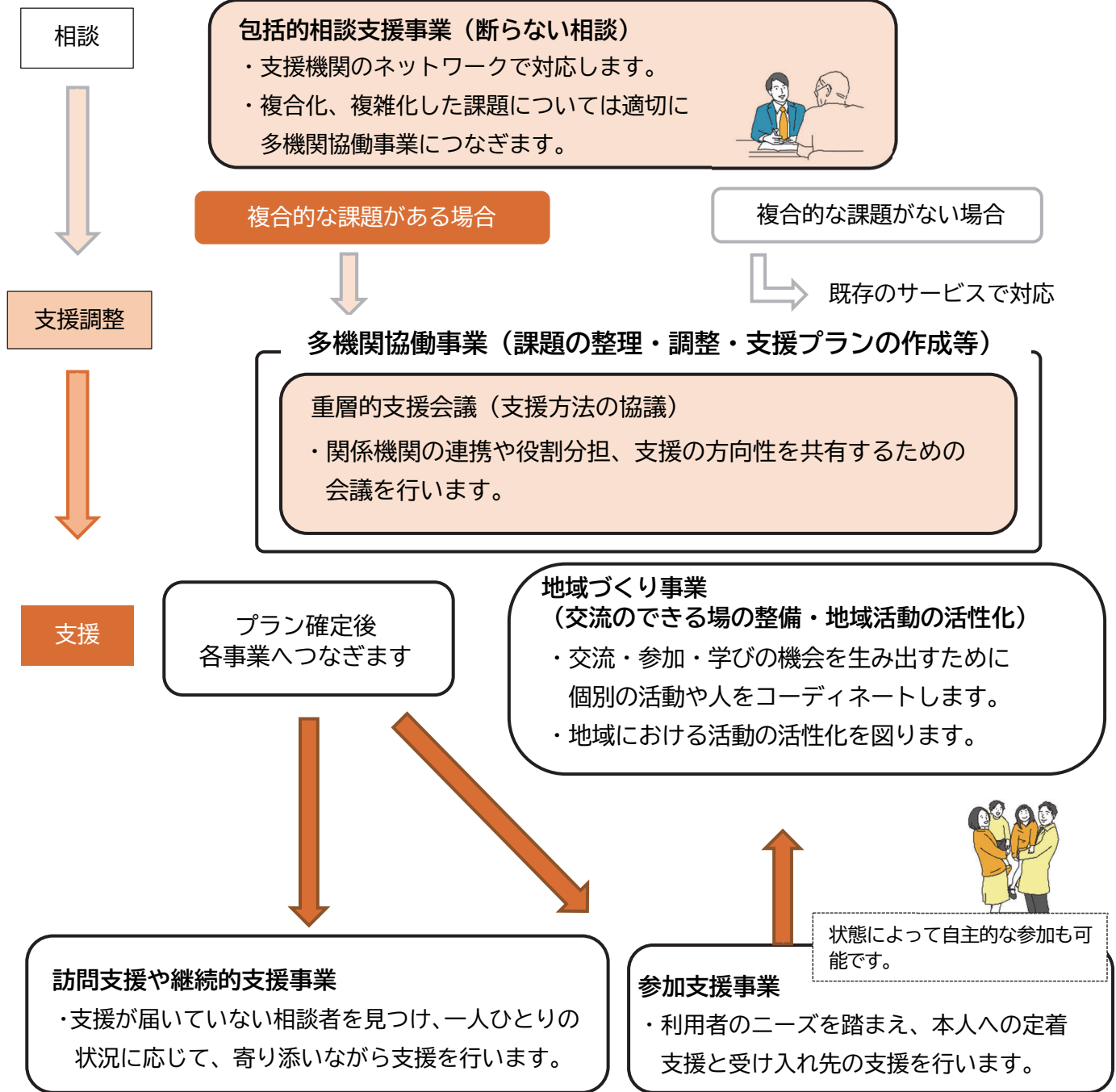
《包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ》



	法の規定	市の取り組み
<b>①地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取り組み</b> (法第4条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題</li> <li>●地域からの孤立、社会参加の中で生じる課題・把握・連携して解決を図る体制づくり</li> </ul>	<p>『藤沢型地域包括ケアシステムの推進』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6つの重点テーマ</li> </ul> <p>【包括的な支援体制の整備にかかる主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の縁側</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の活動</li> <li>・地域包括支援センター(いきいきサポートセンター)における幅広い相談支援など</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが気軽に集まれる場</li> <li>・分野を超えた相談支援</li> <li>・生活困窮者支援を通じた体制整備(多機関協働)</li> </ul>
<b>②包括的な支援体制の整備</b> (法第106条の3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民の活動の場・交流する拠点の整備</li> <li>●住民の困りごとを、分野を問わず包括的に受け止める場の整備</li> <li>●相談支援機関の協働とネットワークの整備</li> </ul>	
<b>③重層的支援体制整備事業</b> (法第106条の4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)</li> <li>●参加支援事業</li> <li>●地域づくり事業</li> </ul>	<p>2023年(令和5年)3月に藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画を策定。</p>



# 重層的支援体制整備事業のイメージ



藤沢市においては、先行して取り組んできた施策・事業を体系的に整理し、「藤沢型地域包括ケアシステム」と、社会福祉法における地域福祉の新たな役割との整合性を図りつつ移行準備を進め、「包括的な支援体制の整備」をさらに促進するために「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を2023年（令和5年）3月に策定しました。

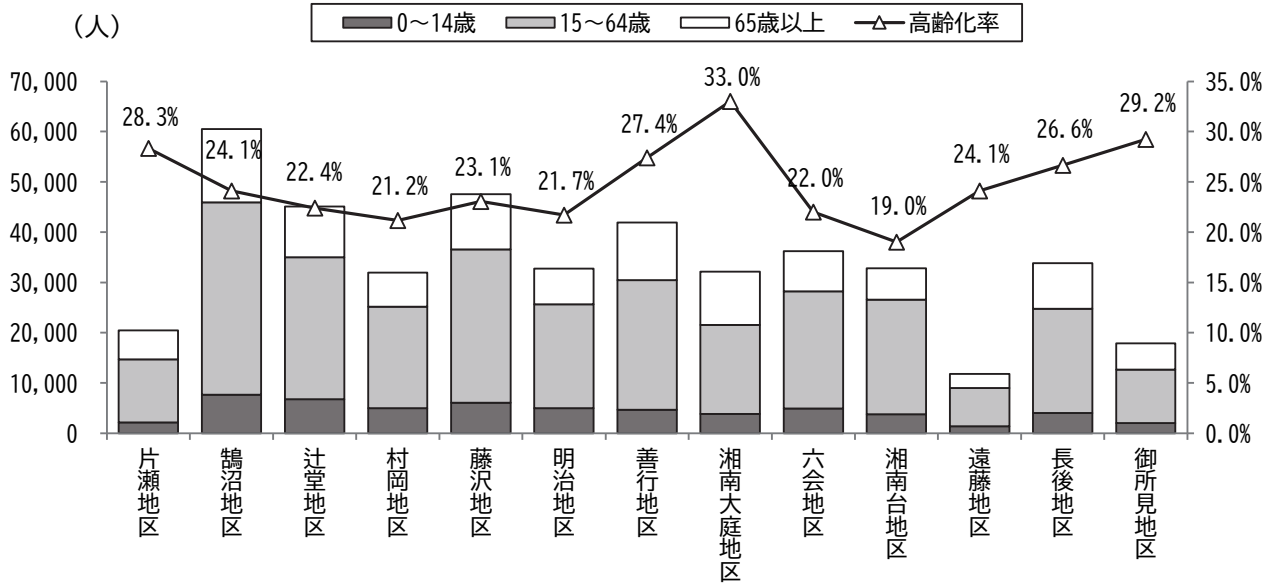
これにより、「藤沢市地域福祉計画2026」で定めた施策の具体化を進め、さらに、関連する諸施策・諸事業を所管する庁内の各部署や支援関係機関が、重層的支援体制整備事業の意義を共通事項として捉えることにより、これまでの取組のさらなる深化・推進をめざしています。

## (4) 藤沢市の推進課題

### ①本市の人口構造

住民基本台帳によれば、2023年（令和5年）4月1日現在、本市全体の総人口は444,860人となっており、65歳以上の高齢者人口は108,674人、高齢化率は24.4%となっています。

行政区域（13地区）別にみると、総人口や高齢化率など、地区によって人口構造に大きな違いがみられます。



### ②働き世代に向けた近所づきあいのきっかけづくり

近隣との日頃のつきあい方は、「困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度」は70代で3割近く、「たまに立ち話をする程度」は80歳以上で3割近くと高く、また、「会えばあいさつをかわす程度」は年齢が下がるほど高い傾向にあることから、世代間を超えた交流の機会を確保することや、同世代同士のつながりを強めるなど、様々な交流機会を創出する必要があります。

	調査数(件)	構成比(%)							
		相困り 談する 事や 悩み 事 を 程度	く 会 話 し な い 程 度	困 り 事 や 悩 み 事 の 親 の し 相	す た ま に 立 ち 話 を	か わ え ば あ い さ つ を	ほ つ と ん あ い な が い	そ の 他	無 回 答
全 体	1993	3.2	14.7	21.2	44.1	12.0	0.7	4.2	
年 代 別	10代	73	-	4.1	6.8	72.6	15.1	-	1.4
	20代	119	0.8	2.5	5.0	61.3	27.7	0.8	1.7
	30代	199	4.0	8.5	16.1	46.7	22.1	1.5	1.0
	40代	303	3.6	9.9	17.5	50.2	15.2	-	3.6
	50代	374	2.4	9.6	25.1	49.5	10.7	0.3	2.4
	60代	325	2.2	12.6	26.2	45.5	8.6	-	4.9
	70代	366	5.2	28.1	22.4	31.7	6.0	1.4	5.2
	80歳以上	226	4.0	26.1	27.9	25.2	6.6	1.8	8.4

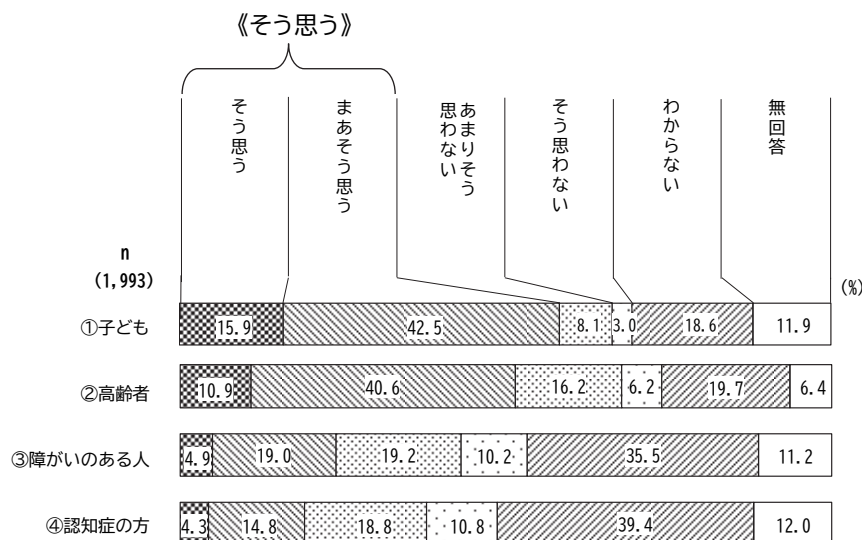
※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない



### ③それぞれの人にとって、自分らしく暮らせるような環境

子ども・高齢者・障がいのある人・認知症の方が、周囲や地域の理解と協力の下で自分らしく暮らせる環境かどうかの評価では、《そう思う》との回答は“①子ども”と“②高齢者”で5割以上となっています。一方「わからない」との回答は“④認知症の方”で4割近く、“③障がいのある人”で3割半ばと高くなっています。身近に障がい者や認知症の人がいないことで実感が持てず、「わからない」との回答が多くなっていることが推察されるため、今後は地域福祉に関する意識の啓発を図りながら、障がいや認知症への正しい理解の推進が求められています。



### ④団体等の課題

#### 《地域団体・組織との連携について》

- ・コロナ禍で活動が制限された影響もあり、他団体との連携した活動や訓練の機会も減少している。
- ・自分の情報を知られたくないという理由から、個人情報の取得が難しく、地域との信頼関係が築きにくい。

- ✓ 同じ目的をもつ団体はもちろん、他分野の団体・機関ともつながりを深めること、必要な情報を広く共有できるネットワークを構築することが必要
- ✓ あいさつや声かけなどを積極的に行い、あたたかい地域をつくることや、地域住民や団体では解決の難しい課題については、医療・福祉・その他機関が連携し問題解決していくことが重要

#### 《活動する人材の発掘・確保・育成について》

- ・地域のまとめ役や活動を担う人材の不足・不在のために活動や支援の内容を変更せざるを得ない、自治会・子ども会への理解・関心が薄く、加入者の減少が続いているなど、地域活動への理解や人手が不足している。
- ・地域ボランティアも高齢化が進み、意識の違いや価値観の変化から若い世代の定着が難しい。新たに募集や周知をしているが限界がある。

- ✓ 地域活動の周知だけでなく、関心を持ってもらえるようなアプローチや、既存のあり方にこだわらない柔軟な参加方法などを、好事例等を参考に検討することも重要
- ✓ 高齢者でもできる活動内容の検討や、若い世代にも活動意欲を高めてもらえるような工夫が必要

### 《障がいのある人への支援、子育て等について》

- ・地域の中での障がいに対する理解が不足している。
- ・子育て中、特に乳幼児期に、保護者同士のつながりを持っていないことで、孤立状態に陥る場合がある。

- ✓ 地域での障がいに対する理解を促進するとともに、障がいの有無に関係なく誰でも参加できるイベントなどの交流機会創出が必要
- ✓ 子育て中の親が孤立しないように、相談支援の充実や情報発信、気軽に立ち寄れる居場所づくりが必要

## 3 計画でめざすべき姿（地域福祉推進ビジョン）

### (1) めざすべき将来像 .....

本市では、これまで「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を踏まえ、計画を進めてきました。2021年度（令和3年度）からの「藤沢市地域福祉計画 2026」においてもこの視点を基本とし、めざすべき将来像に、「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げています。

#### 《藤沢市地域福祉推進ビジョン ～めざすべき将来像～》

### 一人ひとりが主役共に支えあい安心して暮らせるまち ふじさわ



### (2) 基本目標 .....

#### 基本目標 1

地域に関心を持ち、  
行動できる人材づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域や人に関心を持ち、地域で共に生き、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材づくりを進めます。

#### 基本目標 2

お互いが見守り、  
支えあい、つながる  
地域づくり

身近な地域における多世代交流の機会を増やし、地域で活動する福祉団体等への支援を進めるとともに、地域課題の早期発見・早期対応、災害時に備えるといった観点から、お互いが見守り、支えあい、つながるような地域づくりを進めます。

#### 基本目標 3

誰もが安心して暮らせ  
る仕組みづくり

本人が希望する生活を送ることができるよう、様々な困り事を受け止め、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

### (3) 地域福祉を推進するための考え方

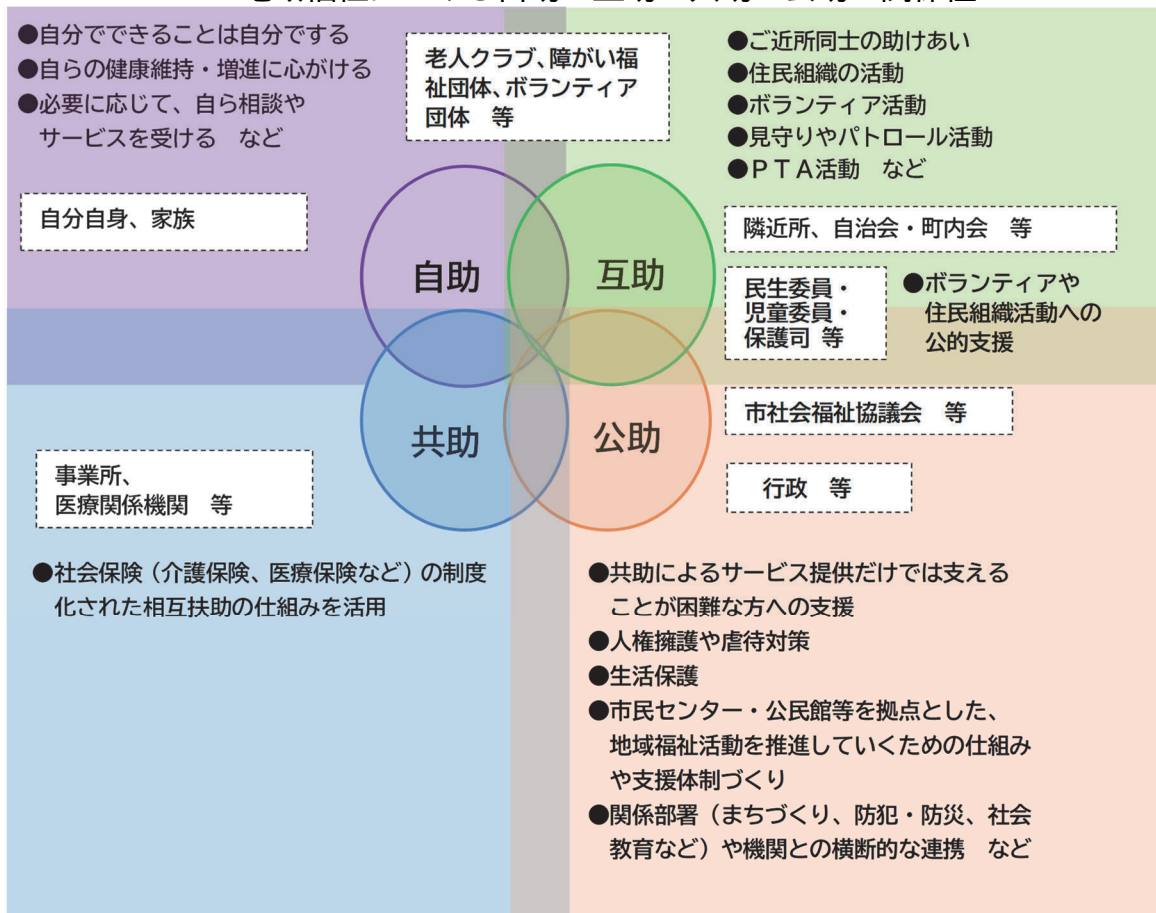
「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに連携・協力して、地域生活課題の解決に向けて取り組む考え方です。

「支えあいの地域づくり」に向けて、地域生活課題に対して、自助、互助、共助、公助がお互いに重なりあいながら、社会的に弱い立場にある人を孤独・孤立、排除等から守り、社会・地域の一員として包み支える「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考え方を踏まえ、重層的なネットワークを構築していくことが求められています。

行政は、公助で担うべきサービスを提供しつつ、自助、互助、共助の活動を支援することにより、地域福祉を総合的に推進していきます。

また、コロナ禍を経た社会情勢の変化も捉え、それぞれが取組を進めていく必要があります。

《地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性》





## (4)地域福祉を担う各主体の役割

めざすべき将来像「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」の達成に向けて、各主体それぞれが多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切です。

### 1 市民の役割

個人の尊厳が尊重され、多様性を認めあうことができる地域社会をつくり出していくためには、住民参加による地域づくりを推進していくことが重要です。また、これからは、個人の生活課題と向き合いながら、地域が抱える課題にも関心をもつことが必要とされています。

地域での集まり、ボランティア活動などへ参加することによって、地域が抱える課題を他人事ではなく、自分事と捉え、行政などと連携しながら、地域での見守り活動や簡単なお手伝いといった、身近な取組に参加していくなど、地域の一員として活動することが期待されます。

### 2 市民団体・地域団体の役割

NPO 法人、ボランティア団体、老人クラブ、障がい福祉団体などの市民団体及び自治会・町内会、地区社会福祉協議会などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進しています。特に住民に身近な団体としての特長を活かして地域の課題を把握し、団体間の連携・協力、さらには市社会福祉協議会や行政との協働により、地域の課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

### 3 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている住民の身近な存在として、様々な生活相談を受け、適時、関係機関や福祉サービスにつなげる活動などを行っています。また、災害発生時には避難行動要支援者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行う重要な役割を担っています。

### 4 事業者の役割

事業者は、地域における重要な社会資源として、福祉サービスの実施や質の確保、情報提供だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、適切な機関と連携しながら支援を行うことで、地域住民に対する重層的なセーフティネットとしての役割を担うことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、行事参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

さらに、企業、NPO、大学など、地域の多様な主体と連携・協働して、複合化・複雑化する地域生活課題の解決を図り、地域共生社会の一翼を担っていくことが期待されます。

## 5 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係をつくる役割などを担っています。引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成、地区社会福祉協議会等への支援を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行っています。

さらに、行政と協働して、市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合を図りつつ、ともに地域福祉を推進する役割を担っています。

## 6 市の役割

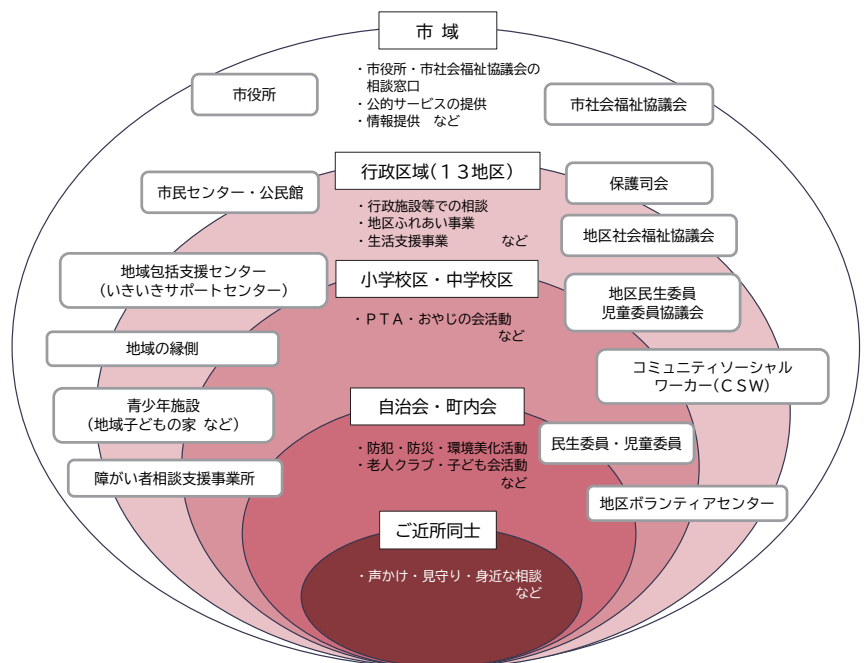
市は、市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

さらに、本庁と13地区の拠点施設である市民センター・公民館が連携して、地域住民が自ら暮らす地域の課題を主体的に捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を受け止める場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を整備していきます。

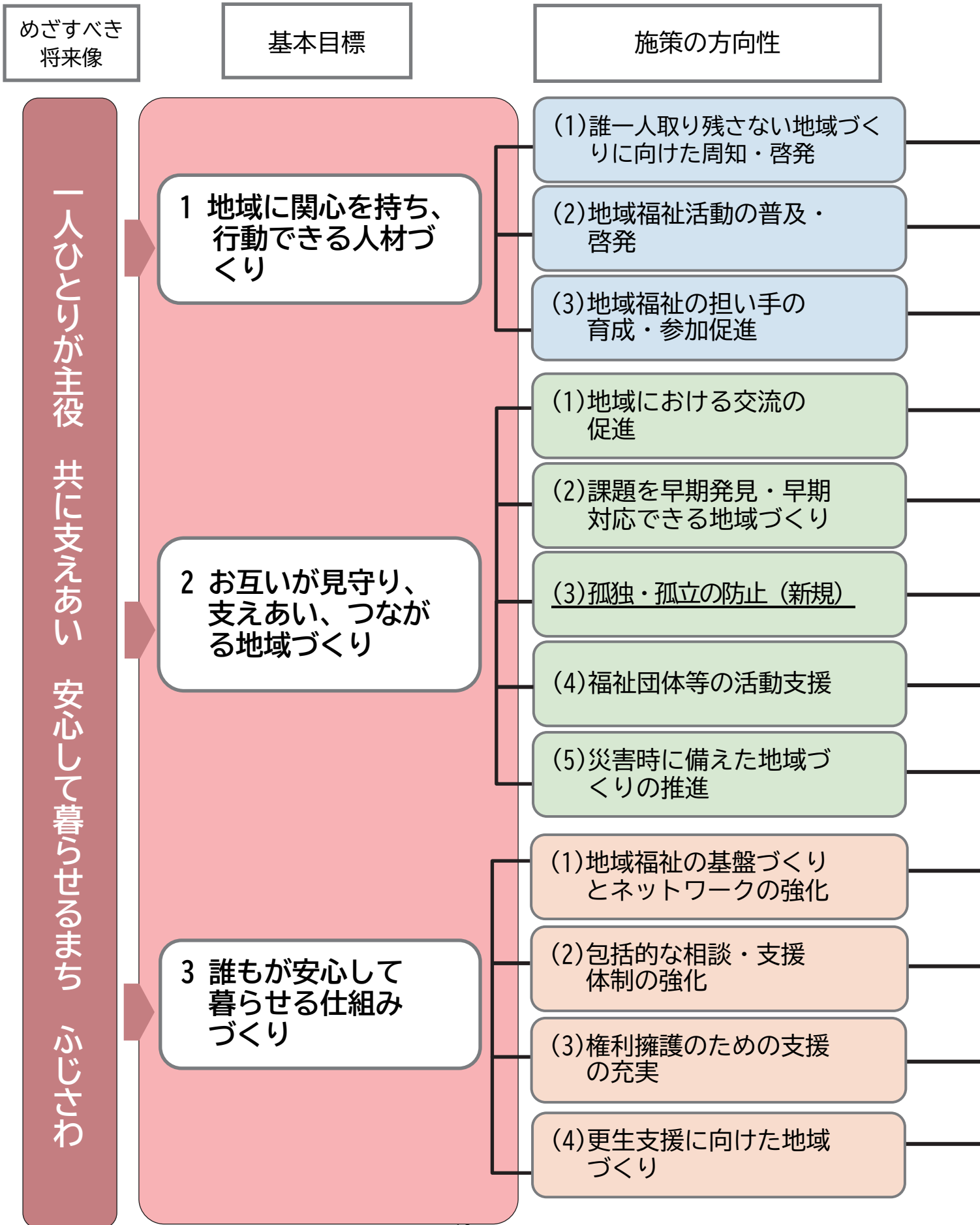
### (5) 圏域のとらえ方

本計画では、地域福祉を推進するための範囲として大きく5つの圏域を設定します。ご近所同士や自治会・町内会といった範囲から、小学校区・中学校区、市民センター・公民館を拠点とした13地区、市域全体といった重層的な圏域で捉えています。圏域ごとの機能や特性を把握し、それぞれの特性が活かせる仕組みや活動の展開を考えていく必要があります。

《5つの圏域と行政機関・関係団体イメージ図》



# 計画の体系図





## 施策の展開

※本中間見直しにおいて、新たに追加した施策は「(新規)」、変更した施策は「(更新)」と記しています。

- ①介護や子育て、障がい等に対する理解の推進
- ②地域福祉を学び、体験する機会の提供
- ③困難な問題を抱える女性への支援 (新規)

- ①分かりやすい情報の提供
- ②気軽に参加できるきっかけづくりの提供

- ①地域福祉を支える人材の育成・活動支援の充実
- ②ニーズや対象にマッチした活動の促進支援
- ③自治会・町内会活動の支援 (新規)

- ①顔の見える関係づくりの推進
- ②誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援

- ①地域における支えあい・見守り・ネットワークの強化

- ①孤独・孤立の防止 (新規)
- ②孤独・孤立に関する相談支援の推進 (新規)
- ③ケアラー・ヤングケアラーへの支援 (新規)

- ①福祉団体の活動場所の整備・活動支援
- ②地域におけるボランティアや地域活動を推進する団体の支援
- ③様々な活動主体への連携・支援

- ①地域における自主防災活動の活性化支援
- ②避難行動要支援者支援体制の強化
- ③災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備

- ①民生委員・児童委員の活動環境の整備
- ②福祉人材の確保・育成への支援
- ③多様な職種や機関との連携・協働による取組の推進

- ①地域における福祉相談の充実
- ②相談支援ネットワークの整備
- ③生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進
- ④重層的な支援体制の構築 (更新)

- ①権利擁護のための意思決定の支援
- ②成年後見制度の利用促進

- ①地域住民等の関心と理解の醸成
- ②関係機関・団体の支援、連携の推進
- ③罪を犯した人の自立支援

## 4 施策の方向性及び施策の展開

### 基本目標①地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

《行政や福祉サービスなどの情報入手方法（上位5項目）》

「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

行政や福祉サービスなどの情報入手方法について、年代別でみると、「県や市の広報紙」は40代以上で半数以上と高く、60代、70代で7割台となっています。「インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）」は30代、40代で6割半ばと高く、10代、20代も5割を超えています。一方、「特に入手していない」は10代で2割半ば、20代で3割を超えて高くなっています。

インターネットを利用した情報取得が進む一方、インターネットを利用しない方にも必要な情報を届ける必要があります。

	調査数（件）	構成比（%）					
		県や市の広報紙	インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）	テレビ・新聞・雑誌・ラジオ	ファミリーページ・ブログ	知人・家族・親族や友人	
全体	1993	62.2	44.0	23.9	20.2	18.3	
年代別	10代	73	19.2	50.7	28.8	5.5	24.7
	20代	119	25.2	55.5	10.9	8.4	16.0
	30代	199	43.2	66.8	6.5	14.1	23.6
	40代	303	60.7	67.3	14.5	20.1	15.5
	50代	374	68.4	55.1	19.5	21.4	16.8
	60代	325	71.4	40.6	23.1	21.2	16.3
	70代	366	76.2	22.7	40.7	27.6	17.8
	80歳以上	226	68.6	6.2	38.1	22.1	23.5

《ボランティア活動への参加意向》「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

ボランティア活動への参加意向について、年代別でみると、《参加意向》層は40代から60代で5割半ばと高くなっており、「参加したことはないが、今後参加してみたい」という潜在的意向層も30代、40代で4割を超え高くなっています。また、参加者の参加動機は、「地域や社会をよくしたい」、「困っている人を助けてあげたい」、「新しい人と出会いたい」の順となっており、自分のため、相手のため、地域のためと様々な動機がみとれます。

一方、未参加者の参加する上で支障となることや問題点は、「どのような活動が行われているか知らない」、「参加する時間的余裕がない」がともに4割台で高く、次いで「参加方法が分からない」（23.8%）と続きます。

これらの結果から、参加意向があるにもかかわらず参加できないという人が少なからずいるということがうかがえるため、チーム FUJISAWA2020 で取り組んでいるような様々なボランティア活動のきっかけづくりや参加方法の周知に工夫が求められます。

### (1) 誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発

方向性	市民一人ひとりが支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することは、地域共生社会の実現にとって必要不可欠です。誰一人取り残さないように、お互いの生き方・考え方を認め合う、多様性を認め合えるまちづくりを進めていきます。
展開	① 介護や子育て、障がい等に対する理解の推進 ② 地域福祉を学び、体験する機会の提供 ③ 困難な問題を抱える女性への支援

### (2) 地域福祉活動の普及・啓発

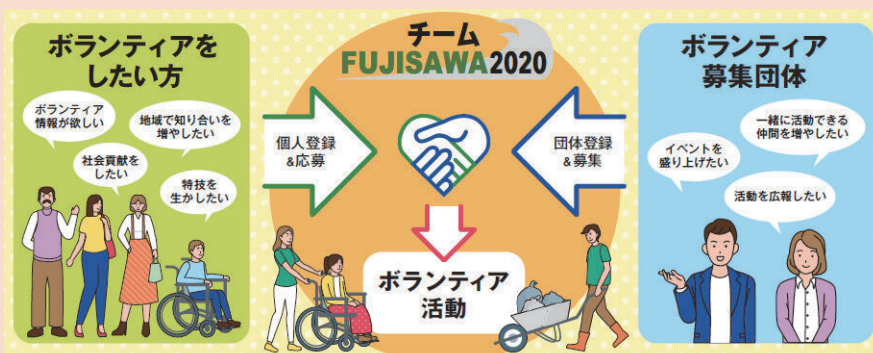
方向性	地域福祉活動の普及・啓発を図るためには、誰もが情報を簡単に入手することができ、気軽に参加できるきっかけづくりが重要です。市民一人ひとりの状況に応じた情報提供や機会の創出により、誰もが地域へ目を向け、地域づくりへの関心が高まるように、普及・啓発活動に取り組みます。
展開	① 分かりやすい情報の提供 ② 気軽に参加できるきっかけづくりの提供

### (3) 地域福祉の担い手の育成・参加促進

方向性	地域生活課題を地域で考え、解決していくためには、地域住民が自分の暮らす地域の担い手として主体的に関わるのが重要になります。地域における困りごとは年々多様化しており、支援を必要とする方は増加しています。そのため、住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、ボランティアに関心のある住民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組み、地域福祉の担い手の育成を進めます。
展開	① 地域福祉を支える人材の育成・活動支援の充実 ② ニーズや対象にマッチした活動の促進支援 ③ 自治会・町内会活動の支援

#### チーム FUJISAWA2020

ポータルサイトを活用した、ボランティア活動のさらなる活性化を図る取組です。様々なボランティア情報を掲載し、「いつでも、気軽に、もっと身近に」ボランティアに応募ができる環境づくりをめざし、市内大学等と連携し運営を行っています。





## 基本目標②お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

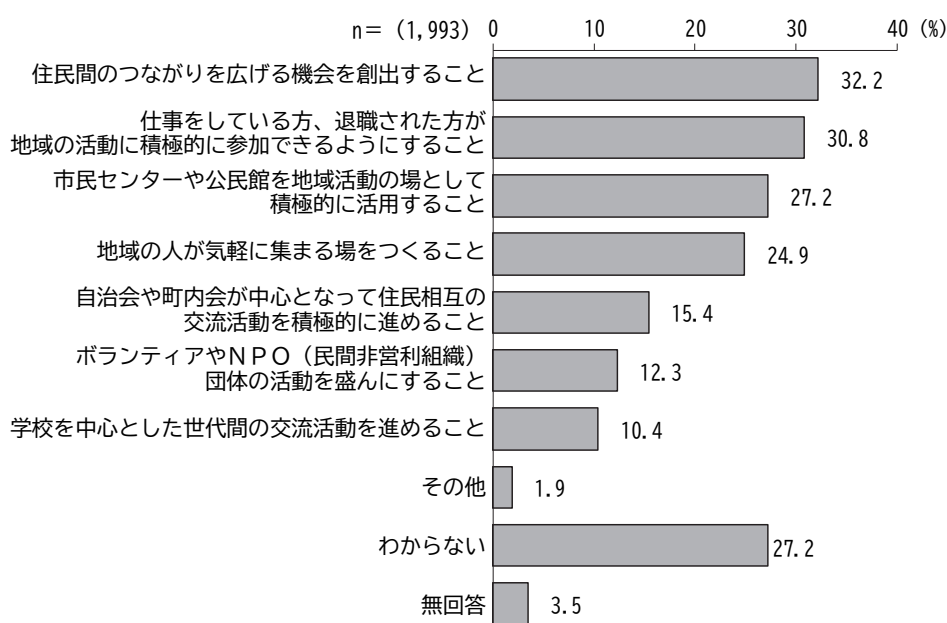
《住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきこと》

「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきことは、「住民間のつながりを広げる機会を創出すること」（32.2%）、「仕事をしている方、退職された方が地域の活動に積極的に参加できるようにすること」（30.8%）が上位を占めています。また、地域づくりに必要なこととして、「住民相互の日頃のつながり」（45.1%）が4割半ばを超えています。

これらの結果から、住民間のつながりを広げる機会の創出や、様々な世代、立場の方が興味を持ち、活動できる場が求められます。

また、コロナ禍を経て、ICT機器を用いた遠隔でのコミュニケーションなど、これまでにない様々な方法でのつながりも生まれています。このような新しい手段での交流促進など、多様化したコミュニケーション方法の活用についても検討していく必要があります。



### （1）地域における交流の促進

方向性

地域の近所づきあいや助けあいが希薄化する中、多世代で交流できる場をつくることにより豊かな人間関係を築くことができる機会を提供します。また、子育て世代の親、高齢者、障がい者など、様々な人が気軽に立ち寄れるような場づくりを住民主体で築いていけるよう、支援していきます。

展開

- ① 顔の見える関係づくりの推進
- ② 誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援

### （2）課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

方向性

子どもの貧困や、子ども、高齢者、障がい者への虐待、自殺や孤立死、8050問題やひきこもりなど、地域で起こりうる様々な問題や、制度の狭間にある人が抱えている潜在的な問題については、地域のつながりの希薄化等により、課題が見えにくくなっています。専門職、地域団体、民間事業者など、様々な主体による相互の連携を促し、課題の発生予防や課題の早期発見・早期対応につなげるよう取り組みます。

展開

- ① 地域における支えあい・見守り・ネットワークの強化

### (3) 孤独・孤立の防止

方向性	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、人との交流機会が制約されたことで、「孤独・孤立」の問題に社会的関心が大きく寄せられています。2023年（令和5年）5月には「孤独・孤立対策推進法」が成立し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支えあい、人と人との「つながり」が生まれる社会」をめざすことが掲げられています。</p> <p>孤独・孤立の問題が生じる背景、原因としては、「社会環境、生活環境の変化」、「人間関係に対する意識の変化」、「問題の複合化、複雑化」などの様々な原因が考えられます。</p> <p>社会的な背景が大きく関わる問題であることから、速やかな解決を図ることが難しい面はありますが、藤沢市においても、「孤独・孤立対策推進法」の趣旨を反映し、孤独・孤立の状態にある方やそのご家族等の立場に立って継続的な支援を行い、人と人がつながり、助けあう地域づくりを進めます。</p> <p>また、近年、ヤングケアラーや家族、親族の介護等を行っているケアラー（介助者）の負担についても大きな問題となっています。日常的にケアを行っているため、自身がケアラーであるという認識がない方も多くいることや、どこにも相談できずに抱え込んでしまっている方などは、潜在化しやすかったり、自ら発信することが難しかったりすることからも、地域の中で問題に気づき、適切な支援につなげることが重要です。</p>
展開	<ol style="list-style-type: none"><li>① 孤独・孤立の防止</li><li>② 孤独・孤立に関する相談支援の推進</li><li>③ ケアラー・ヤングケアラーへの支援</li></ol>

### (4) 福祉団体等の活動支援

方向性	<p>地域の課題が多様化・複雑化する中、地域で福祉分野の活動をする団体は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々な活動を行っています。今後も、団体活動が継続、さらに発展できるよう、場の提供や運営支援等を通じて活動を支援していきます。また、各団体の活動が地域の住民ニーズに幅広く対応できるように、様々な活動主体の連携を支援していきます。</p>
展開	<ol style="list-style-type: none"><li>① 福祉団体の活動場所の整備・活動支援</li><li>② 地域におけるボランティアや地域活動を推進する団体の支援</li><li>③ 様々な活動主体への連携・支援</li></ol>

### (5) 災害時に備えた地域づくりの推進

方向性	<p>災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助けあいが重要です。災害時・緊急時に住民同士が支えあえるよう、引き続き、地域における防災意識を高める取組や避難訓練を進めるとともに、各地域における避難支援体制を強化します。</p>
展開	<ol style="list-style-type: none"><li>① 地域における自主防災活動の活性化支援</li><li>② 避難行動要支援者支援体制の強化</li><li>③ 災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備</li></ol>

## 基本目標③誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

### 《日々の生活で困っていること、悩み》「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

日々の生活で困っていること・悩みについて、年代別でみると、「自分の健康に関すること」は70代、80歳以上で4割近く、60代で3割を超え、50代で3割近くとなっています。「経済的なこと」は20代、30代、40代で3割を超え、「子育てのこと」は30代で3割近く、40代で2割近くと高くなっており、年代によって、困りごとや悩みは異なっていることがわかります。

これらの結果から、多様な困りごとや悩みを抱えている人が気軽に地域の相談窓口につながるためのネットワークづくりや、関連機関との連携・協力体制づくりが求められます。

### （1）地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化

方向性	近所づきあいの希薄化など、人と人がつながりにくい状況がみられ、人と人がつながるための基盤づくりやネットワークづくりが必要となっています。地域生活課題を地域で考え、解決していくための仕組みづくりを推進します。
展開	① 民生委員・児童委員の活動環境の整備 ② 福祉人材の確保・育成への支援 ③ 多様な職種や機関との連携・協働による取組の推進

### （2）包括的な相談・支援体制の強化

方向性	地域には、相談窓口が多数あることから、各相談窓口は、受けた相談内容に応じて他の窓口や関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。 また、相談者の困りごとに対して適切に対応するために、相談者だけでなくその世帯全体にも目を向けることが重要であることから、各相談機関や関係機関が相互に連携し、包括的に相談支援に向けた体制の整備をより一層進めます。 さらに、必要な支援につなげる仕組みづくりや地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り、必要な情報の提供や相談等が行える場づくり等を推進します。
展開	① 地域における福祉相談の充実 ② 相談支援ネットワークの整備 ③ 生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進 ④ 重層的な支援体制の構築

### （3）権利擁護のための支援の充実

方向性	認知症や障がいなどの理由で、日常生活における意思決定や、判断を行うことに困難を抱える人に対しては、日常生活上の支援とあわせて、本人の特性に応じた意思決定の支援・身上保護も重視するとともに、権利侵害を予防する取組が必要です。 尊厳のあるその人らしい生活を維持するために、当事者が、権利擁護支援策を適切に利用することができるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援策の利用促進に向けた周知啓発に努めます。また、権利擁護支援を必要とする人を含めた地域住民が、地域社会に参加できるようにするため、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます。
展開	① 権利擁護のための意思決定の支援 ② 成年後見制度の利用促進



#### (4) 更生支援に向けた地域づくり

方向性

2016年（平成28年）に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。

国や神奈川県、更生保護にかかわる関係者等と連携・協力しながら、地域社会で孤立することなく生活することができるように、必要な支援が受けられる体制づくりが大切です。そのため、保護司会をはじめとする団体への支援、関係機関や地域住民への広報・啓発活動の推進等、再犯防止のための取組を進めていきます。

また生活のしづらさを抱える本人やその家族の課題や悩みを早期に発見できるように、アウトリーチによる継続的な支援をはじめ、地域を基盤とした相談支援体制の充実、保護司会や多様な関係機関と連携し、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、必要な支援が受けられるような環境づくりを進めていきます。

展開

- ① 地域住民等の関心と理解の醸成
- ② 関係機関・団体の支援、連携の推進
- ③ 罪を犯した人の自立支援

## 5 計画の進行管理方法

### (1) 計画の進行管理

Plan (計画)	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのか評価します。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。



本計画においては、PDCAサイクルの手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

#### 藤沢市地域福祉計画 2026<中間見直し>

#### 概要版

発行 2024年（令和6年）3月

藤沢市 福祉部 地域共生社会推進室

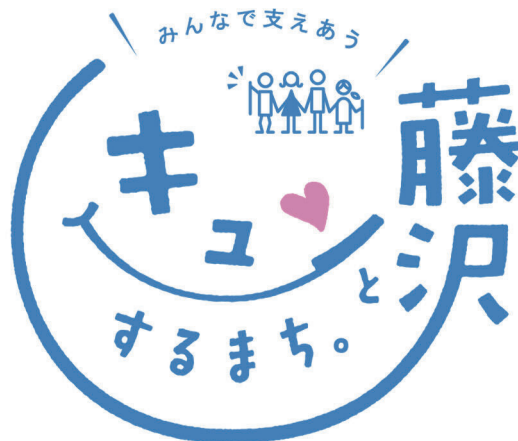
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-25-1111 FAX 0466-50-8415

藤沢市公式ホームページ

「ようこそ地域福祉計画のホームページへ」





## 藤沢市地域福祉計画

2026

<中間見直し>

概要版